

保土ヶ谷公園タブノキの会 運営要領

(目的)

第1条 保土ヶ谷公園タブノキの会(以下「本会」という。)は、公園での利用のための意見を出し合い、活動内容や活動のルールづくり、スケジュール等についての検討、情報の共有等を目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、「保土ヶ谷公園 委託(指定)管理者」に置くものとする。

(組織)

第3条 本会は、目的に賛同する神奈川県民で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 本会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、会員の中より選任するものとする。
- (2) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 任期は1年とし、再選は拒まない。

(会議の運営)

第5条 本会は、年4回以上の開催とする。

(議事報告)

第6条 本会の議事録は、事務局が作成する。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事は、会員の協議により決定する。

附則

この運営要領は、平成19年9月19日から施行する。